事　　務　　連　　絡

令和２年２月１２日

県内介護サービス事業所管理者　様

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課長

兵庫県改正受動喫煙防止条例の全面施行について

　平素は、受動喫煙防止対策の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　兵庫県では、国の健康増進法の改正等を踏まえ、県民が健康で快適な生活を維持できるよう、「受動喫煙の防止等に関する条例」を改正しました。

　全面施行される令和２年４月１日以降、社会福祉施設においても、建物内は原則禁煙となるほか、兵庫県内では、改正条例に盛り込まれた下記の独自項目等についても、取組を進めていただく必要がありますので、お知らせします。

つきましては、これらの改正内容を記載した改正条例啓発リーフレット等を送付しますので、施設内に周知いただく等、受動喫煙防止に向けたご協力について、どうぞよろしくお願いいたします。

記

|  |
| --- |
| （１） 施設の入口付近など、人が相互に近接する利用が想定される場所では、吸い殻入れ等を設置しないでください。（２） 喫煙所設置区域には、20歳未満の者に加え、妊婦も立ち入らせないでください。（３） 施設内等に飲食店があり、禁煙にする場合は、飲食店の入口等に必ず「禁煙」の表示を行ってください。（４） 加熱式たばこについては、紙巻きたばこと同様の取扱いとします。（指定たばこ専用喫煙室の設置はできません。）（５） 建物内に喫煙室を設ける場合は、所定の要件や基準を遵守いただくとともに、たばこの煙は必ず直接屋外へ排気してください。 |

　○ 送付資料

　　　・「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」改正啓発リーフレット

・喫煙環境表示様式

○ その他

　 　　ご不明な点等については、下記担当までご連絡ください。

【担当】兵庫県健康福祉部健康局健康増進課

受動喫煙対策班　松田、廣田

〒650-8567　神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL　　078-362-9111

FAX　　078-362-3913

E-mail　kenkouzoushinka＠pref.hyogo.lg.jp